資料１－１

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について

- 成果目標①：施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標②：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標③：障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- 成果目標④：福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標⑤：障害児支援の提供体制の整備等
- 活動指標の全体像

平成28年11月11日

施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

施設入所者の地域生活移行者数に関する現状

○　平成25年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成27年度末時点で3.3%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である12%を下回る状況。

○　また、直近3カ年（平成25年～平成27年）の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、平成32年度末までに8.4%となる見込み。

成果目標（案）

○　施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。

○　一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するための、グループホームなどの障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標（案）】

平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

（参考）基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 （平成18～23年度）	第3期 （平成24～26年度）	第4期 （平成27～29年度）	第5期 （平成30～32年度）
基本指針	10% （平成17年10月1日～23年度末（6.5年間））	30% （平成17年10月1日～26年度末（9.5年間））	12% （平成25年度末～29年度末（4年間））	9% （平成28年度末～32年度末（4年間））
都道府県障害福祉計画	14．5% （平成17年10月1日～23年度末（6.5年間））	25．2% （平成17年10月1日～26年度末（9.5年間））	12．0% （平成25年度末～29年度末（4年間）	—

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～27年度は3月末数値。28年度以降（括弧書き）は推計。（出典：施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査）

施設入所者の地域生活移行者数の推移について（参考データ）

施設入所者の地域生活移行者数の推移

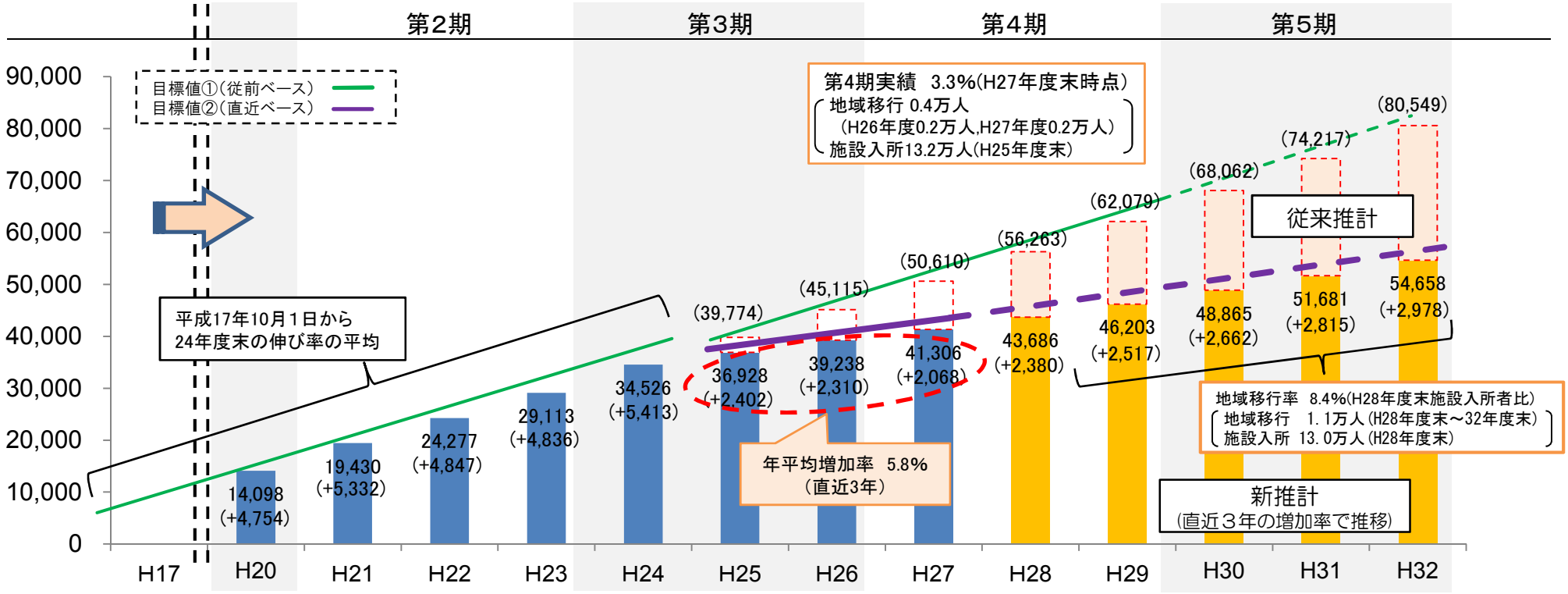

基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 （平成18～23年度）	第3期 （平成24～26年度）	第4期 （平成27～29年度）	第5期 （平成30～32年度）
基本指針	10% （平成17年10月1日～23年度末（6.5年間））	30% （平成17年10月1日～26年度末（9.5年間））	12% （平成25年度末～29年度末（4年間））	9% （平成28年度末～32年度末（4年間））
都道府県障害福祉計画	14．5% （平成17年10月1日～23年度末（6.5年間））	25．2% （平成17年10月1日～26年度末（9.5年間））	12．0% （平成25年度末～29年度末（4年間）	—

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～27年度は3月末数値。28年度以降（括弧書き）は推計。（出典：施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査）

施設入所者の退所数の推移について（参考データ）

○　障害者支援施設からの退所者数は、年間7,000人前後で推移。

○　退所理由として、「入院・死亡」が増加する一方で、「施設からの地域移行（就職、家庭復帰、自宅・GH・CHへの住み替え）」は減少傾向にある。

障害者支援施設の退所者数の推移

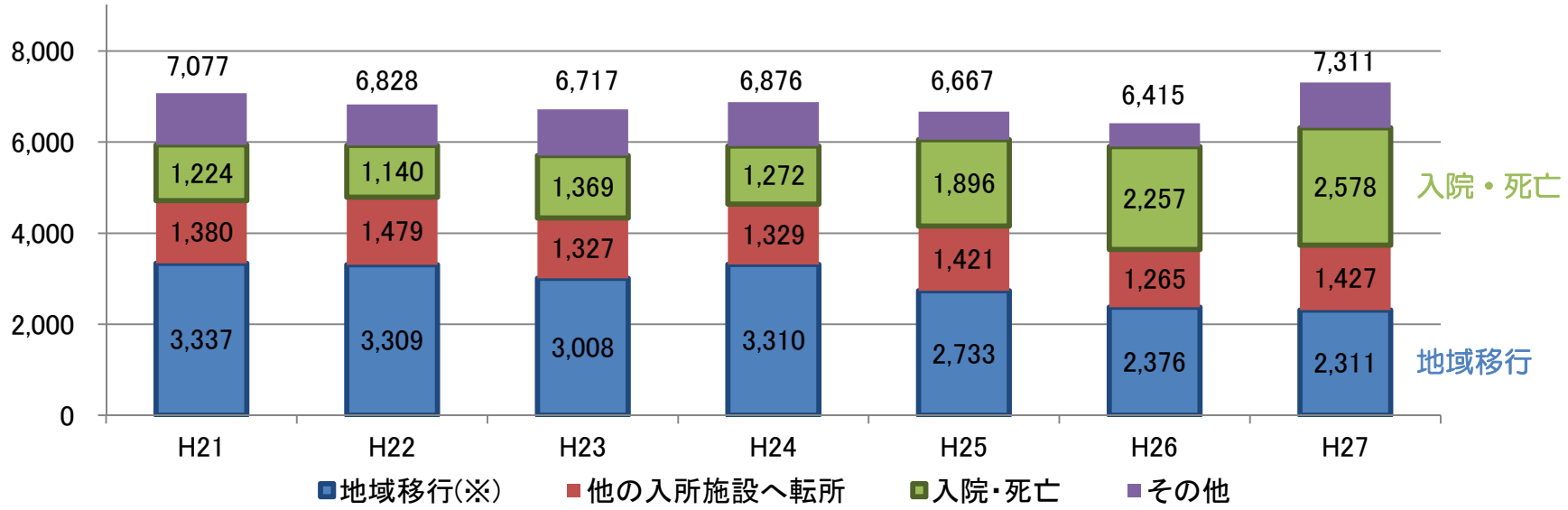

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総数	7077	6828	6717	6876	6667	6415	7311
就職	541	393	418	642	500	438	404
家庭復帰	1511	1448	1201	1153	1243	1016	966
他の社会福祉施設等へ転所	2665	2947	2716	2844	2411	2187	2368
うち自宅・GH・CH	1285	1468	1389	1515	990	922	941
入院	400	353	408	394	607	775	880
死亡	824	787	961	878	1289	1482	1698
その他	1136	900	1013	965	617	517	995

（※）「地域移行」・・・「就職」「家庭復帰」「他の社会福祉施設等への転所のうち、自宅・GH・CHへの入所者」の計
（出典）社会福祉施設等調査（公表前年10月1日～公表年9月30日）

施設入所者数の削減に関する目標について

施設入所者数の削減に関する現状について

○　平成25年度末の施設入所者数を母数とした施設入所者数の削減の割合は、平成27年度末時点で0.6%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である4%を下回る状況。

○　また、直近3カ年（平成25年～平成27年）の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は平成32年度末までに1.2%となる見込み。

成果目標（案）

○　施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用者が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加しているなど、高齢化も進みつつある。

○　このような状況を踏まえると、障害支援区分が比較的軽度で地域生活への移行が可能な者については、グループホーム等の地域生活への移行を促しつつ、この間の削減実績の推移を踏まえた目標設定とすべきではないか。

○　一方で、重度化に対応したグループホームの新たな類型の創設や、市町村等における地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標（案）】

平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

（参考）基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 （平成18～23年度）	第3期 （平成24～26年度）	第4期 （平成27～29年度）	第5期 （平成30～32年度）
基本指針	▲7% （平成17年10月1日～23年度末（6.5年間））	▲10% （平成17年10月1日～26年度末（9.5年間））	▲4% （平成25年度末～29年度末（4年間））	▲2% （平成28年度末～32年度末（4年間））
都道府県障害福祉計画	▲8.4% （平成17年10月1日～23年度末（6.5年間））	▲15.4% （平成17年10月1日～26年度末（9.5年間））	▲3.8% （平成25年度末～29年度末（4年間）	—

・平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～27年度は3月末数値。28年度以降（括弧書き）は推計。
（出典：　国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査）

施設入所者数の推移について（参考データ）

施設入所者数の推移

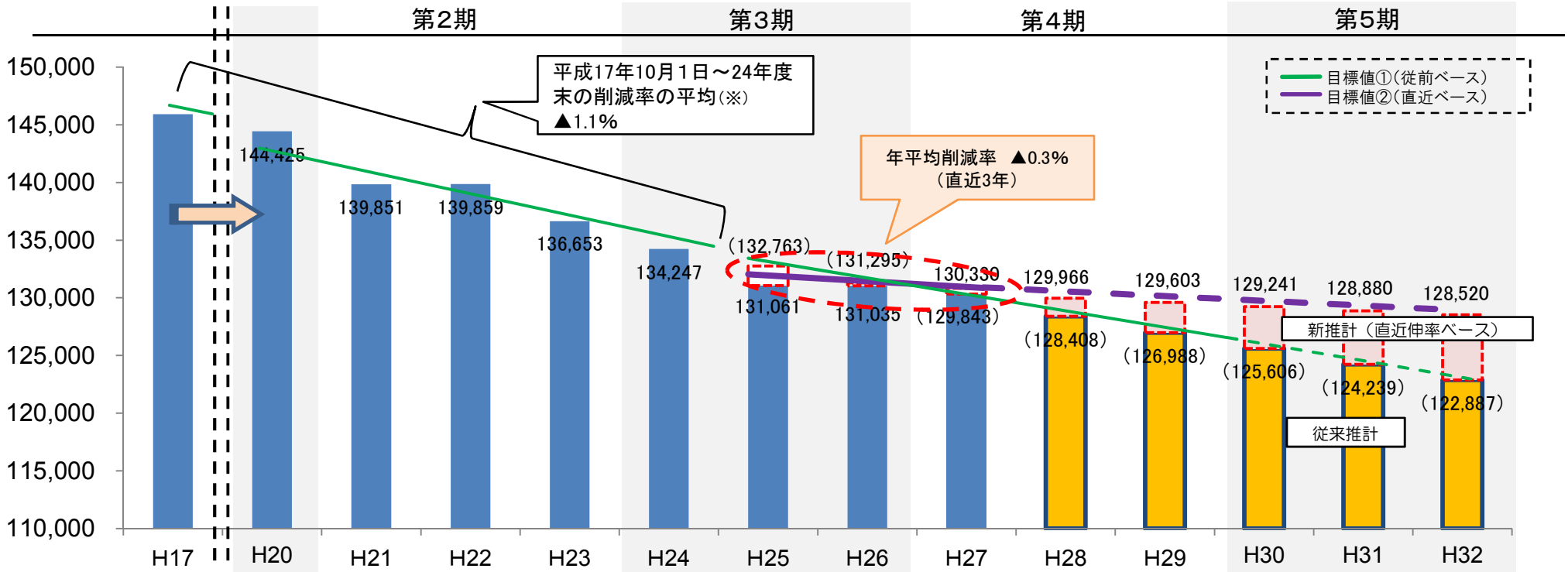

基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 （平成18～23年度）	第3期 （平成24～26年度）	第4期 （平成27～29年度）	第5期 （平成30～32年度）
基本指針	▲7% （平成17年10月1日～23年度末（6.5年間））	▲10% （平成17年10月1日～26年度末（9.5年間））	▲4% （平成25年度末～29年度末（4年間））	▲2% （平成28年度末～32年度末（4年間））
都道府県障害福祉計画	▲8.4% （平成17年10月1日～23年度末（6.5年間））	▲15.4% （平成17年10月1日～26年度末（9.5年間））	▲3.8% （平成25年度末～29年度末（4年間）	—

・平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～27年度は3月末数値。28年度以降（括弧書き）は推計。
（出典： 国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査）

施設入所支援の利用者数の推移（障害支援区分別）

○　障害支援区分別の利用者数について、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、区分1については57.6%減少、区分2については45.9%減少、区分3については35.4%減少、区分4については19.7%減少、区分5については1.5%減少、区分6については22.6%増加している。

○　障害種別でみると、28年3月時点の利用者数を26年3月時点の利用者数と比較すると、区分6については、身体障害者は9.1%増加、知的障害者は21.3%増加、精神障害者は69.4%増加している。

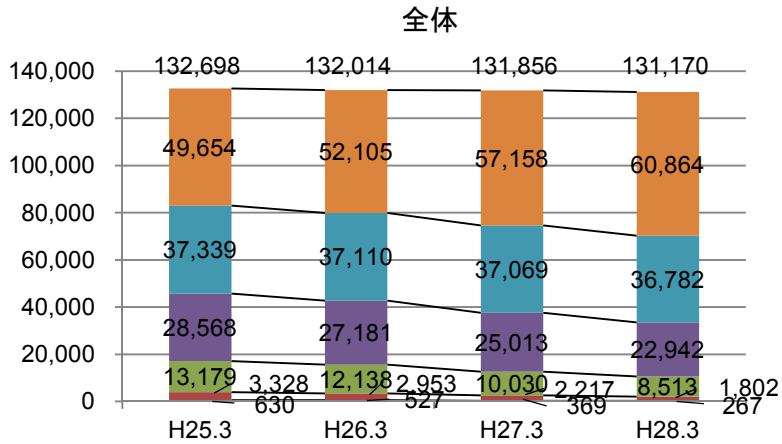

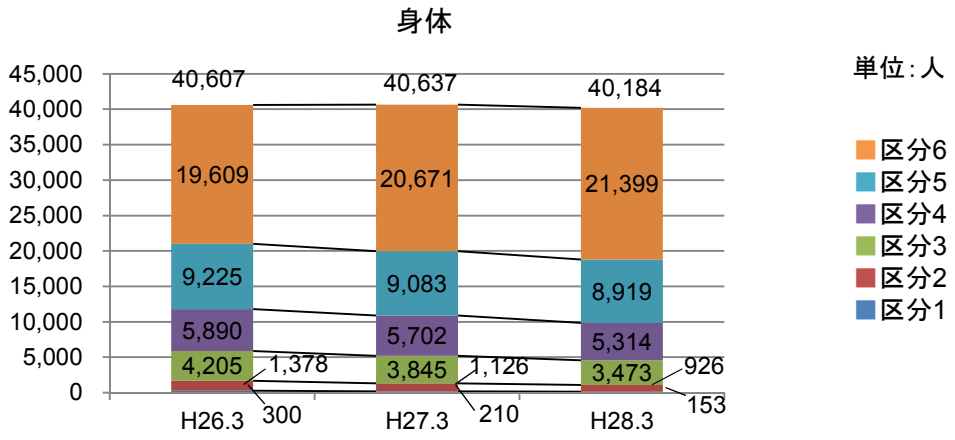

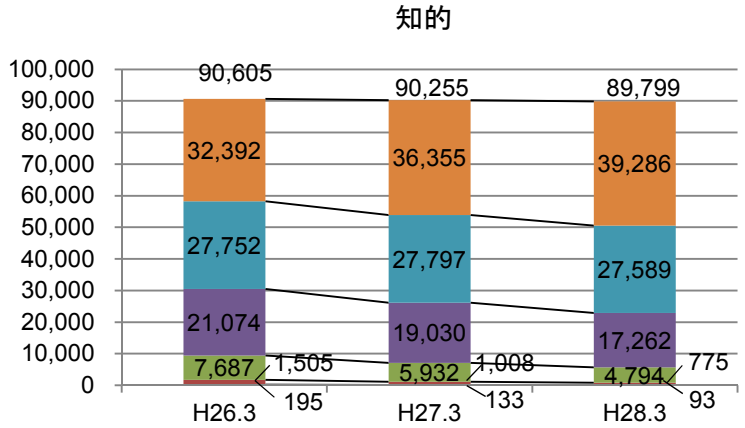

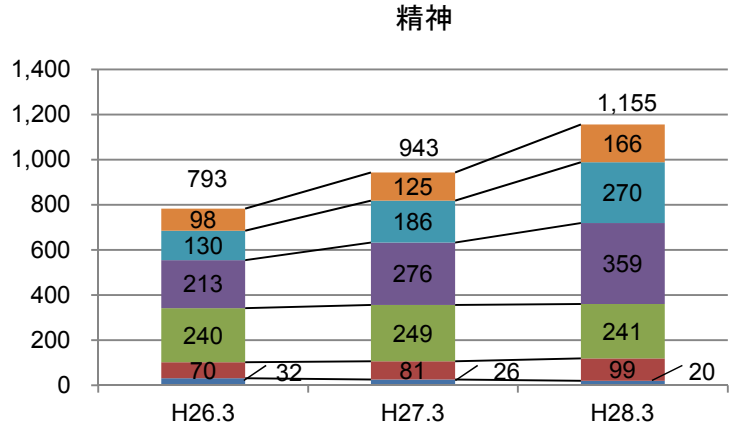

（出典：国保連データ）

施設入所支援の利用者数の推移（年齢階級別）

○　年齢階級別の利用者数について、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、18歳未満については11.3%減少、18歳以上20歳未満については1.6%減少、20歳以上30歳未満については15.5%減少、30歳以上40歳未満については22.1%減少、40歳以上50歳未満については4.1%増加、50歳以上60歳未満については0.2%減少、60歳以上65歳未満については9.8%減少、65歳以上については19.7%増加している。

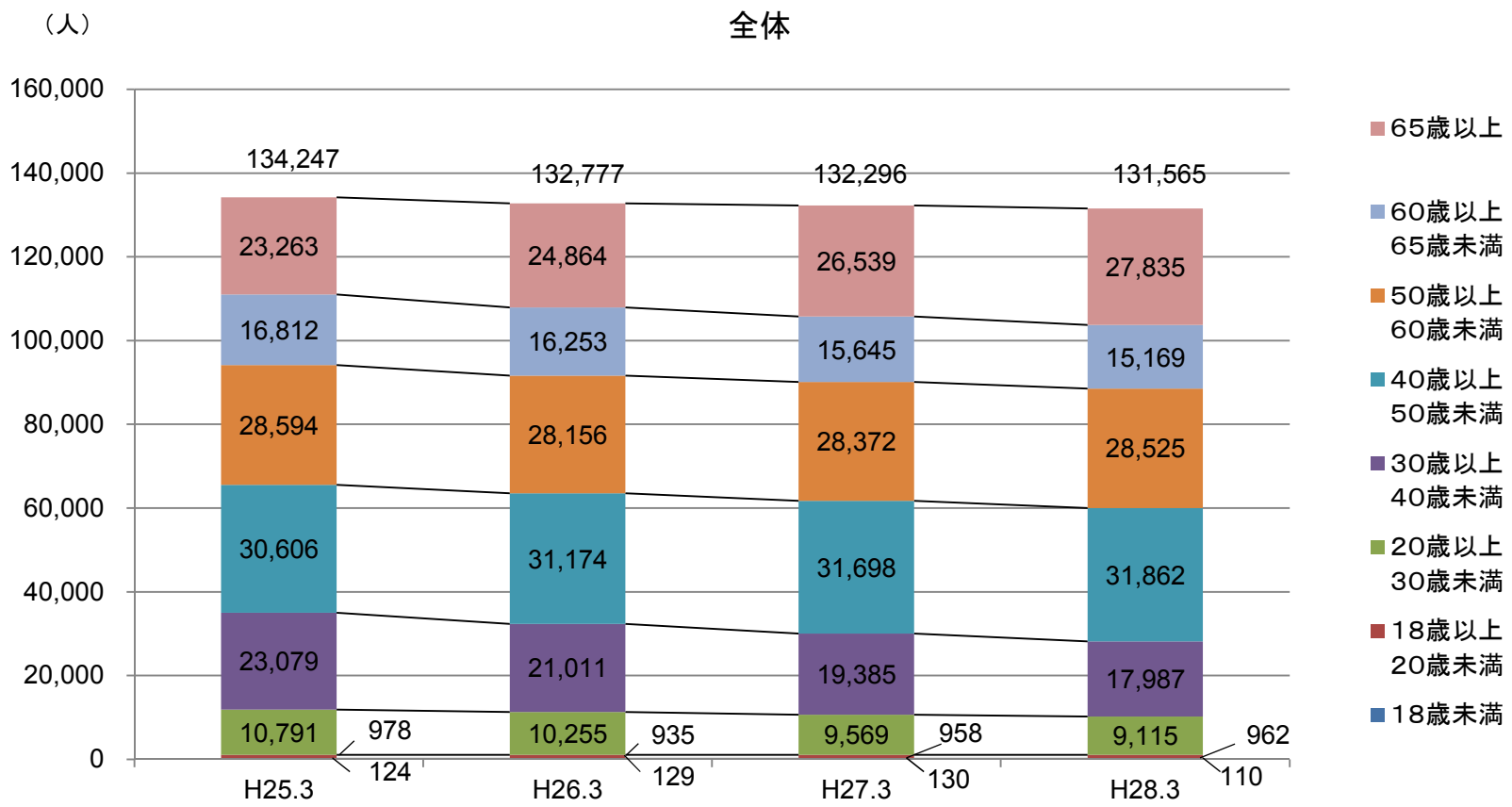

（出典：国保連データ）

施設入所支援の利用者数の推移（年齢階級別×障害支援区分別）

○　いずれの年齢階級においても、区分6の利用者が増加している（ただし、30歳以上40歳未満を除く）。

○　年齢階級別にみると、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、区分6については、20歳以上30歳未満は10.9%増加、30歳以上40歳未満は2.3%減少、40歳以上50歳未満は30.1%増加、50歳以上60歳未満は26.5%増加、60歳以上65歳未満は10.6%増加、65歳以上は48.6%増加している。

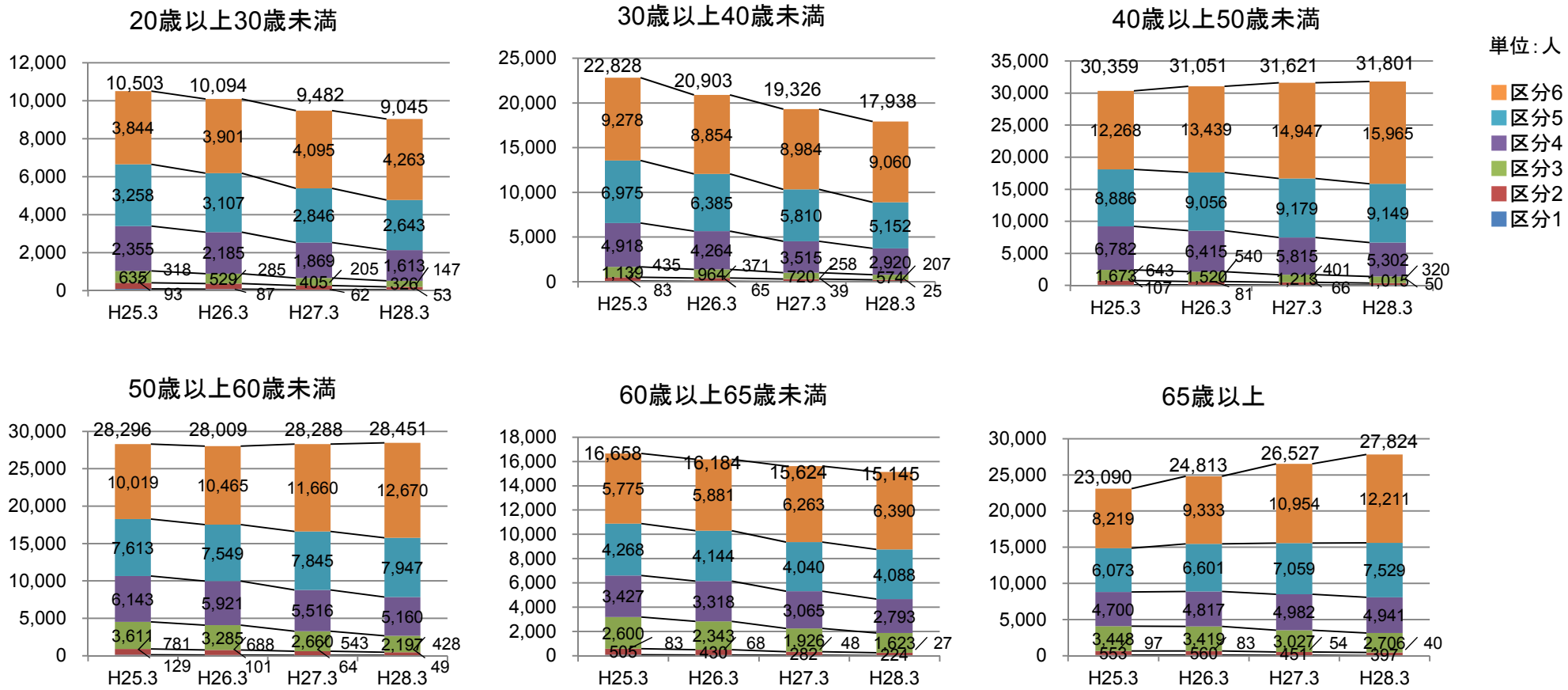

（出典：国保連データ）

障害者支援施設入所者の入所期間について

○　平成27年9月時点における障害者支援施設の入所者数は約12万5千人であり、そのうち、約8割が入所期間「5年超」となっている。

出典：平成27年社会福祉施設等調査報告（厚生労働省大臣官房統計情報部）

地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方等

○　地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。

○　地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。

○　この間、平成27年度には、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施するとともに、その報告書を全ての自治体に周知。あわせて、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。

○　本年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域。

成果目標等（案）

○　第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは**現行の成果目標を維持する**こととしてはどうか。

○　その上で、**平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施する**こととしてはどうか。

- □　**基本指針（第三　障害福祉計画の作成に関する事項）を見直し、以下のような視点を盛り込む。**
  - ①　各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会（障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。）等を十分に活用すること。
  - ②　整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
  - ③　整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること。
- □　地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した**通知を改めて発出。**
- □　**全国会議の開催**（モデル事業実施自治体等の事例紹介等）。
- □　地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた**好事例（優良事例）集の作成、周知。**

【成果目標（案）】　平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

発達障害者支援の一層の充実について

発達障害者支援法の改正

○　発達障害者支援法の改正により、以下のことが規定された。

・　都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援に従事する関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができること。

・　都道府県等は、発達障害者の支援を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること。

基本指針への記載（案）

○　上記の改正を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、相談支援の体制の確保に関する基本的考え方に次のことを規定してはどうか。

・　地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、自治体内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うため、発達障害者支援地域協議会の設置が重要であること。

・　都道府県等は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるようにするため、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置などの適切な配慮を行うこと。

活動指標（案）

○　上記の基本的考え方を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者支援地域協議会並びに発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの活動指標を次のように設定してはどうか。

【活動指標】

○　発達障害者地域支援協議会の開催回数

○　発達障害者支援センターの相談件数

○　発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

○　発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数

成果目標の新旧対照表

（新）

施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】
平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】
平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】
全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】
全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）】
平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率】
・入院後3か月時点の退院率を（P）%以上とする。
・入院後6か月時点の退院率を（P）%以上とする。
・入院後1年時点の退院率を（P）%以上とする。

障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点等の整備】
各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
平成28年度の一般就労への移行実績の（P）倍以上とする。

【就労移行支援事業の利用者の増加】
平成28年度末における利用者数の2割以上増加させる。

【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【職場定着率の増加】
就労定着支援開始1年後の職場定着率を80%以上とする。

障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】
・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（圏域での設置も可）。
・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】
各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域での確保も可）。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】
平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける（市町村は圏域での設置も可）。

【放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標】
放課後等デイサービスの質の向上を図るため、平成27年4月に策定した放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標について検討する。

（旧）

施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】
平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】
平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減する。

入院中の精神障害者の地域生活への移行

【入院後3ヶ月時点の退院率の上昇】
入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。

【入院後1年時点の退院率の上昇】
入院後1年時点の退院率を91%以上とする。

【在院期間1年以上の長期在院者数の減少】
平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減する。

障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点等の整備】
各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とする。

【就労移行支援事業の利用者の増加】
平成25年度末における利用者数の6割以上増加させる。

【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【新規】

活動指標の新旧対照表

（新）

施設入所者の地域生活への移行

（都道府県・市町村）
- ○ 訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数
- ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ○ 自立生活援助の利用者数
- ○ 共同生活援助の利用者数
- ○ 地域移行支援の利用者数
- ○ 地域定着支援の利用者数
- ○ 施設入所支援の利用者数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）
- ○ 訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数
- ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- ○ 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ○ 自立生活援助の利用者数
- ○ 共同生活援助の利用者数
- ○ 計画相談支援の利用者数
- ○ 地域移行支援の利用者数
- ○ 地域定着支援の利用者数

福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県・市町村）
- ○ 就労移行支援の利用者、利用日数
- ○ 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）
- ○ 就労定着支援の利用者数

（都道府県）
- ○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- ○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- ○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- ○ 障害者に対する職業訓練の受講者数

障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）
- ○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○ 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○ 障害児相談支援の利用児童数
- ○ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）
- ○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数

発達障害者支援の一層の充実

（都道府県）
- ○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- ○ 発達障害者支援センターの相談件数
- ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数

（旧）

施設入所者の地域生活への移行

（都道府県・市町村）
- ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ○ 共同生活援助の利用者数
- ○ 地域移行支援の利用者数
- ○ 地域定着支援の利用者数
- ○ 施設入所支援の利用者数

入院中の精神障害者の地域生活への移行

（都道府県・市町村）
- ○ 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ○ 共同生活援助の利用者数
- ○ 地域移行支援の利用者数
- ○ 地域定着支援の利用者数

福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県・市町村）
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○ 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

（都道府県）
- ○ 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- ○ 委託訓練事業の受講者数
- ○ 障害者トライアル雇用事業の開始者数
- ○ 職場適応援助者による支援の対象者数
- ○ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）
- ○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○ 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- ○ 障害児相談支援の利用児童数

（都道府県）
- ○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数